

芦北町立大野小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定

平成26年8月21日修正

平成28年4月11日修正

令和3年4月21日修正

令和5年3月31日修正

1 はじめに（いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え）

いじめが大きな社会問題となって久しい。学校現場において、かつて学習について行けなかったり、自分の思いが受け止められなかったりすること等が原因で、子どもたちは投げやりになり、周りの人に当たったり、器物を破損したりする行為が「校内暴力」という形で表れる時代があった。その後、学校現場では校内暴力をなくす取組が必死で取り組まれていった。その結果、表面的には暴力が少なくなっていたが、それは「いじめ」という見えにくい形で子どもたちのくらしの中に表れるようになった。それは今でも続いている状況にある。また、その後、そういう学校生活に疲れたり、目標を見出せなくなった子どもたちは、学校から静かに離れていったり、登校を拒否するという「不登校や登校拒否」の状況も見られるようになった。

子どもたちは、学校という集団の中で少なからずお互いの関係性を持ちながら、学校生活を送り、様々な体験や学習をし、成長を遂げようとする。しかし、一人一人は様々な思いを持ち、常に良好な関係にある時ばかりではない。

いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得るものである。そして、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることも十分認識しておく必要がある。

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法「第2条」より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を受け、いじめ防止の基本姿勢として下記の5つをあげる。

- (1) 「人を死にまで追い詰めることにつながるいじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (4) 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- (5) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりがあるので、家庭状況の把握に努める。

これらの認識に立ち、大野小学校の子どもたちが、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送り、「自分を、人を、故郷を大切にする」人に育っていくように全職員で取り組んでいかねばならない。そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、いじめがあった場合は、本校で策定した「大野小学校いじめ防止基本方針」に基づいて対応していく。

2 いじめの構造やその背景といじめの一般的態様

「いじめ」と一口に言っても、その態様は様々である。だから、子どもたちは「いじめや差別はいけないこと」とは知識としては知っているが、自分たちのくらしの中にあるどんなことが「いじめや差別につながりやすいのか」は、理解していないことの方が多いと思われる。

いじめの構造は、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」という第三者的存在が大きく影響していることを認識しておかねばならない。そのためにも学校全体や学級集団というような集団全体の雰囲気や質を高めていくことが必要である。

いじめの芽となるもの、原因となるものは、基本的には一人一人のストレスである。ストレスがなければ、人は余裕を持って相手を見たり接したり、受け入れたりすることができる。また、ストレスがあったとしても、子どもたち一人一人に集団の一員としての自覚や自信・自尊感情が育っていればいたずらにストレスにとらわれることは起きにくいはずである。

子どもたちにストレスをもたらす要因（ストレッサー）として、友人関係のつまずき、人に負けたくないという過度の競争意識、学習のつまずき、家庭状況、自分の体のことでのつまずき等が考えられる。

いじめは、「暴力を伴うもの」「暴力を伴わないもの」を含め、その態様は様々であり、見えにくいもの（目に付きにくいもの）も少なくない。

▲冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

▲仲間はずれ、集団による無視をされる

▲軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

▲ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

▲金品をたかられる

▲金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

▲嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

▲パソコンや携帯電話等のSNSを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に「愛の1・2・3運動+1」で対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部の専門家等の参加を得ることが必要である。つまり、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、組織的対応のため情報窓口を一元化する必要があることから、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者」を校務分掌に位置づける。

そして、このようないじめはすべての児童に起きる可能性があるものとして、全児童対象に事前の働きかけ（声かけ、教育相談、アンケート等）を行うことが重要となる。

3 いじめの未然防止について（自死予防活動にもつながる）

いじめを未然に防止するためには、様々な取組を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやり、安心して過ごせる学校づくりに全校あげて取り組まなければならない。

○日常の取組や指導の在り方

◆学級担任を中心とした取組（学級経営）

日常的に指導記録をとり、日頃からの保護者連絡をし、「愛の1・2・3運動+1」を行い、児童の日常生活の点検（健康観察、靴箱・机の中・教室のロッカー等の整理整頓）をする。

◎「いじめを許さない」学級集団づくり

- ・児童個々のきめ細かい実態把握 【教育相談】
- ・子どもの思いや願いをつかむ 【教育相談】
- ・誰もがリーダーに 【諸活動】
- ・児童間の関係をつかむ 【教育相談】
- ・すべての児童の良さを引き出す指導

◎「いじめを生まない」授業づくり

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもたちに育てる

- ・お互いを認め合う支持的風土や何でも話せる学級の雰囲気は極めて重要となる。そのために基本的学習態度や習慣の確立、ペア学習やグループ学習を通しての児童の主体性や学び合いの向上など、小さな変化を見逃さず授業の中で育てていく。

- ◆低・高学年部会：個の交流、学級づくりの交流、相互チェック
- ◆学習支援員：課題のある児童についての授業時の学習支援と学級担任との連携
- ◆校内研修：全職員で全児童を見る場の設定

学習支援員・学級からの提起事項についての共通認識

○子ども主体のいじめ防止活動等

- ◆児童会（運営委員会）を中心とした学期毎（6月：クラス毎の人権宣言・12月：クラス毎の人権宣言の振り返り）の校内人権集会の実施
- ◆全児童の人権標語の作成・掲示
- ◆「ありがとうの宝箱」の取組・・・学年を超えて全児童が相手にメッセージを書く→放送で紹介、全校児童分のメッセージを掲示
- ※一人もメッセージが来ない子がいないように担当が配慮
- ◆縦割り班の交流活動・・・全校体育や児童集会等での交流遊び、週4回（水曜以外）の掃除等

4 いじめの早期発見について（自死予防活動にもつながる）

いじめを早期発見するための手立てについて

- 毎日の健康観察と「愛の1・2・3運動+1」の実施
- 実態調査（アンケート等）の実施・・・方法・時期、日常の観察のポイント等
 - ◆児童生徒：定期的なアンケート（11月のこころのアンケート、学期毎の生活アンケート、学校評価振り返りアンケート）を実施。
 - ◆保護者：定期的なアンケート（7月・12月・2月）と子どもサイン発見チェックリスト（家庭用）を実施。
 - ◆地域の方：学校評議員（地域代表）に、いじめ事件が発生した際、検討委員会のメンバーとして参加してもらう。民生委員会等で情報の共有・連携を図る。
- 教育相談の実施・・・方法・時期、日常の観察のポイント等
 - ◆教育相談月間を学期毎（6月・12月・2月）に設け、児童の実態把握に努める。

5 解決に向けた対応について（いじめに対する措置：重大事態発生時）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※生命、心身又は財産に重大な被害・・・いじめを受ける児童生徒の状況で判断

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※相当の期間・・・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

